



## 令和3年及び令和4年(3月末)の労働災害発生状況について

年別 災害別 号業種別	秋田労働局(県内)				秋田労働局(県内)						秋田署管内					
	年合計(確定)				令和3年		令和4年		前年増減		令和3年		令和4年		前年増減	
	令和2年	令和3年	令和3年	令和3年	1月~3月	1月~3月	1月~3月	1月~3月	件数	百分率	1月~3月	1月~3月	件数	百分率		
全業種合計	7	1,087	7	1,220	1	318	1	347	29	9.1%	132	138	6	4.5%		
1 製造業	1	191	2	218		61		58	-3	-4.9%	25	16	-9	-36.0%		
2 鉱業 (鉱山法適用を除く)		2		3		0		0	0	0.0%	0	0	0	0.0%		
3 建設業	2	200	4	227		46		39	-7	-15.2%	14	5	-9	-64.3%		
土木工事業	1	78		73		17		14	-3	-17.6%	7	1	-6	-85.7%		
建築工事業		101	3	123		25		19	-6	-24.0%	3	2	-1	100.0%		
鉄骨・鉄筋家屋建築		16		18		3		5	2	66.7%	1	0	-1	-		
木造家屋建築		63	3	77		15		14	-1	-6.7%	1	2	1	100.0%		
その他の建設業	1	21	1	31		4		6	2	50.0%	4	2	-2	-50.0%		
4 運輸交通業	1	94		113		34		38	4	11.8%	23	17	-6	-26.1%		
5 貨物取扱業		1		1		0		1	1	-	0	1	1	-		
6-2 林業	3	39	1	37	1	7	1	6	-1	-14.3%	0	0	0	0.0%		
8 商業		196		192		52		74	22	42.3%	20	28	8	40.0%		
13 保健衛生業		144		214		55		73	18	32.7%	29	39	10	34.5%		
14 接客娯楽業		60		52		15		19	4	26.7%	6	7	1	16.7%		
15 清掃・と畜業		51		32		11		11	0	0.0%	3	7	4	133.3%		
上記以外の事業		109		131		37		28	-9	-24.3%	12	18	6	50.0%		

## 職場におけるパワーハラスメント対策が義務となりました！

令和4年4月1日から、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が全面施行となり、企業規模によらず、職場におけるパワーハラスメント対策が義務となりました。具体的には以下の措置が必要となります。

1. 事業主の方針の明確化およびその周知・啓発
2. 相談(苦情)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 職場におけるパワーハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
4. 併せて講ずべき措置(プライバシー保護のための必要な措置等、事業主に相談したこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをされない旨の定め等)

NOパワーハラ！



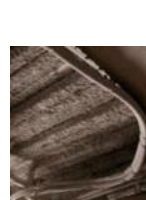
本件の問合せ先は、「秋田労働局雇用環境・均等室」になりますが、ハラスメント対策規定例や周知例、対応事例集などを秋田労働局HP特設ページ「職場におけるハラスメント対策」でご紹介しています。是非参考にしてください。

## 石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者(元請事業者)の義務となりました！

令和4年4月1日から、建築物などの解体・改修工事を行う施工業者(元請業者)は、該当する工事で石綿含有の有無の事前調査結果を労働基準監督署に報告することが義務づけられております。報告は、環境省が所管する大気汚染防止法に基づき地方公共団体にも行う必要があります。報告は、原則として電子システム「石綿事前調査結果報告システム」から行うこととなっています。パソコン、タブレット、スマートフォンから24時間オンラインで行うことができ、1回の操作で労働基準監督署と地方公共団体の両方に報告することができます。石綿の事前調査結果の報告対象となる工事は以下のとおりですが、制度の概要は、裏面を参考にしてください。

【報告対象となる工事】※個人宅のリフォームや解体工事なども含まれます。石綿がない場合も報告が必要です。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上
船舶	解体・改修	総トン数が20トン以上の鋼製の船舶



※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。

※2 定期補修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 以下のものが該当します…「反応槽」、「加熱炉」、「ボイラー」、「圧力容器」、「煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)」、「配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)」、「焼却設備」、「貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)」、「発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)」、「変電設備」、「配電設備」、「送電設備(ケーブルを含む)」、「トンネルの天井板」、「遮音壁」、「軽量盛土保護パネル」、「プラットホームの上家」、「鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板」

# 石綿の有無の事前調査結果の報告制度の概要

## 事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。  
※ 2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



## 事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大气污染防治法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム  
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※ 電子システムによる報告は、令和4年3月18日から利用可能となりました。

※ システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

## 事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りともみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。

### 解体・改修工事の事前の措置

情報提供（発注者・注文者）  
【8条、9条】

事前調査・  
結果の報告  
【3条、4条の2】※

石綿有り  
または有り  
とみなし

作業計画【4条】※

労働基準監督署への  
事前の届出（吹付・保  
温材等の工事の場合）  
【安衛法88条、安衛則86、90条】※  
【5条】※

### 作業時の措置※

- 発生源対策  
湿潤化【13条】
- ばく露防止対策  
呼吸用保護具・保護衣【14条等】
- 隔離【6条、6条の2、6条の3】
- 立入禁止【7条】
- 管理  
石綿作業主任者【19条、20条】  
特別教育【27条】  
掲示【34条】  
作業の記録【35条、35条の2】  
保護具等の管理【46条】等

特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

## 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索

